

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表 <空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合1割対象の方

令和3年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(1割負担分)						介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅱ)	サービス合計 × 1,055 (地域区分調整)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅱ (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)								
要介護1	696	8	18	12	18	所定単位数 × 加算率 8.3%	所定単位数 × 加算率 2.3%	878	第1段階	320	300	110		
									第2段階	820	390			2,198
									第3段階	1,310	650			2,948
									第4段階	2,006	1,720			4,714
要介護2	764	8	18	12	18			957	第1段階	320	300	110		
									第2段階	820	390			2,277
									第3段階	1,310	650			3,027
									第4段階	2,006	1,720			4,793
要介護3	838	8	18	12	18			1,043	第1段階	320	300	110		
									第2段階	820	390			2,364
									第3段階	1,310	650			3,114
									第4段階	2,006	1,720			4,880
要介護4	908	8	18	12	18			1,125	第1段階	320	300	110		
									第2段階	820	390			2,445
									第3段階	1,310	650			3,195
									第4段階	2,006	1,720			4,961
要介護5	976	8	18	12	18	1,204	第1段階	320	300	110				
							第2段階	820	390			2,524		
							第3段階	1,310	650			3,274		
							第4段階	2,006	1,720			5,040		

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.3%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、内訳朝食420円、昼食700円、夕食600円です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)

医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表 <空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和3年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)						介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅱ)	サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅱ (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	所定単位数								
要介護1	696	8	18	12	18	× 8.3%	× 2.3%	1,755	第1段階	0	0	110	0	
要介護2	764	8	18	12	18				第2段階	0	0		0	
									第3段階	0	0		0	
									第4段階	2,006	1,720		5,591	
								第1段階	0	0	0			
要介護3	838	8	18	12	18			第2段階	0	0	0			
								第3段階	0	0	0			
								第4段階	2,006	1,720	5,750			
								第1段階	0	0	0			
要介護4	908	8	18	12	18			第2段階	0	0	0			
								第3段階	0	0	0			
								第4段階	2,006	1,720	5,922			
								第1段階	0	0	0			
要介護5	976	8	18	12	18			第2段階	0	0	0			
								第3段階	0	0	0			
								第4段階	2,006	1,720	6,086			
								第1段階	0	0	0			
								第2段階	0	0	0			
								第3段階	0	0	0			
								第4段階	2,006	1,720	6,244			
						第1段階	0	0	0					

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.3%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代(朝食420円、昼食700円、夕食600円)です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)

医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表 <空床利用(ユニット型)>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和3年4月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)						介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定処遇改善加算(Ⅱ)	サービス合計 × 1.055 (地域区分調整)	介護保険負担限度額段階	居住費 (円)	食費 (円)	テレビ代 (円)	1日ご利用の場合の 自己負担額合計 (目安)
	基本サービス費 (円)	看護体制加算Ⅱ (円)	夜勤職員配置加算Ⅱ (円)	機能訓練加算 (円)	サービス提供体制加算Ⅱ (円)	所定単位数								
要介護1	696	8	18	12	18	×	×	3,129	第1段階	0	0	110	0	
要介護2	764	8	18	12	18				第2段階	0	0			0
									第3段階	0	0			0
									第4段階	2,006	1,720			6,469
									第1段階	0	0	110	0	
要介護3	838	8	18	12	18	第2段階	0	0	0					
						第3段階	0	0	0					
						第4段階	2,006	1,720	6,965					
						第1段階	0	0	110	0				
要介護4	908	8	18	12	18	第2段階	0	0			0			
						第3段階	0	0			0			
						第4段階	2,006	1,720			7,211			
						第1段階	0	0	110	0				
要介護5	976	8	18	12	18	第2段階	0	0			0			
						第3段階	0	0			0			
						第4段階	2,006	1,720			7,448			
						第1段階	0	0	0					

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しています。

* 1単位あたり10.55円の計算となります。

※上記1日分の利用料×日数で計算し、保険内30日を超えて長期利用する方は1日だけ全額自己負担になります。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率8.3% ※特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率2.3%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。食事代、朝食420円、昼食700円、夕食600円

※状況により次の加算が追加される場合があります。長期利用者に対する減算(-30円/日)、療養食加算(1回8円/日に3回限度)、個別機能訓練加算(56円/日)、在宅中重度受入加算(413円/日)

医療連携強化加算(58円/日)、認知症行動・心理症状緊急対応加算(200円/日)、若年性認知症入所者受入加算(120円/日)、緊急短期入所受入加算(90円/日)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円、料理教室150円、絵手紙教室100円/利用時)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画における発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

* もみじ館による送迎をご利用頂くと、片道184円の追加となります。又、通常送迎の実施以外の送迎に要する費用(片道)は1km毎に50円が加算されます。

* 病院受診時の送迎・付き添いを依頼された場合、1時間まで1000円、その後30分毎に500円となります。病院対応や自費の送迎は課税対象となります。

* テレビ代は居室内でテレビをご覧になる場合100円です。テレビ代は課税対象となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されており、市町村への申請により第1段階から第3段階までの軽減措置が受けられます。